

厚生労働省告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針を次のように定め、平成十六年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第 号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊髄損傷せきの患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療

五 提供精子による体外受精

六 その他前各号に掲げる医療に類する医療